

広島県告示第五百六十一号

財政状況の公表に関する条例（昭和二十三年広島県条例第八号）第二条第一項及び地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第四十条の二第一項の規定によって、広島県の財政状況を別冊のとおり公表する。

令和七年五月三十日

広島県知事 湯 崎 英 彦